

浜松市地域公共交通活性化研究会設置要綱

(名称)

第1条 本研究会は、「浜松市地域公共交通活性化研究会」(以下「研究会」という。)と称する。

(目的)

第2条 地域公共交通機関を取り巻く厳しい状況下において、民間路線バスの利用者減少は大きな課題となっている。また、浜松市が運行している地域バスについても、利用者が減少する中で、事業再編等を含め、運行方法の検討が改めて必要となっている。

こうした中、各交通主体が抱える課題を共有し、それぞれが提供可能な交通サービスのあり方等を研究していくため、浜松21世紀都市交通会議の分科会および浜松市地域公共交通会議の下部組織として、研究会を設置する。

(検討事項)

第3条 研究会は、次の事項について検討を行う。

- (1) 地域公共交通における効率的な運行体制に関すること
- (2) 地域公共交通における利便性の向上による地域住民の利用促進に関すること
- (3) 観光客を含む来街者の交通利用環境の向上に関すること
- (4) 浜松市地域公共交通網形成計画の策定に向けた取組みに関すること
- (5) 研究会の運営方法、その他研究会が必要と認めること

(組織)

第4条 研究会は、委員15人以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者から市長が委嘱し、又は任命する。

- (1) 学識経験を有するもの
- (2) 浜松市都市整備部長
- (3) 静岡運輸支局 首席運輸企画専門官
- (4) 一般乗合旅客自動車運送事業者、その他の一般旅客自動車運送事業者及びその組織する団体の推薦する者
- (5) 市内において現に公共交通空白地有償運送を行っている特定非営利活動法人の推薦する者

(任期)

第5条 委員の任期は、委嘱の日から平成32年3月31日までとし、再任を妨げない。

2 補欠の構成員の任期は前任者の残任期間とする。

(会長及び副会長)

第6条 研究会の会長及び副会長は、市長が指名するものとする。

2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故のあるときは、その職務を代理する。

(会議)

第7条 研究会の会議は、会長が召集し、会議の議長となる。

2 会議は構成員の過半数の出席がなければ開催することができない。

3 会議の議事は出席構成員の過半数で決定し、可否同数の場合には、議長が決定する。

4 構成員は、事故その他のやむを得ない事由により会議に出席できない時は、あらかじめその旨を会長に届け出て、代理人を出席させることができる。

5 会議は、会長が必要と認める場合には、構成員以外の者に出席を依頼し、説明を求め意見を聴くことができる。

(会議の公開)

第 8 条 会議は、浜松市情報公開条例 (平成 1 3 年浜松市条例第 3 2 号) 第 7 条に規定する非公開情報を扱うため、全部またはその一部を非公開とする。

(守秘義務)

第 9 条 構成員は、職務上知り得た秘密を他に漏らしてはならない。

(事務局)

第 1 0 条 研究会の業務を処理するため、研究会に事務局を置く。

2 事務局は、浜松市都市整備部交通政策課に置く。

3 事務局に事務局長、事務局員を置き、会長が定めた者をもって充てる。

4 事務局に関し必要な事項は、別に定める。

(謝礼)

第 1 1 条 会議に出席した構成員には謝礼を支払うものとする。ただし、行政職員については、この限りでない。

2 前項の謝礼受領を辞退する場合は、会長に申し出ることとする。

(庶務)

第 1 2 条 研究会の庶務は、浜松市都市整備部交通政策課において行う。

(その他)

第 1 3 条 この要綱に定めるもののほか、研究会に関し必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成 2 8 年 1 2 月 7 日から施行する。

附 則

この要綱の一部改正は、平成 2 9 年 6 月 6 日から施行する。

附 則

この要綱の一部改正は、平成 3 0 年 4 月 1 日から施行する。